

天栄村ウィンタースポーツ助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、冬期間の健康維持及び生涯スポーツの振興を図るため、福島県内のスキー場のシーズン券又はリフト券を購入する者に対し、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和59年天栄村規則第4号）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で、天栄村ウィンタースポーツ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 福島県内のスキー場のシーズン券又はリフト券を当該年度の3月31日までに自己の利用のために購入した者で、次のいずれかに該当するものに補助金を交付するものとする。

- (1) 村内に住所を有している者
- (2) 村外に住所を有している者で、村内の幼稚園、小学校若しくは中学校に在籍している者又はその保護者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1のとおりとし、1人当たりの年間の補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、他の区分と併用しての利用は認めない。

(交付申請及び補助金の請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、天栄村ウィンタースポーツ助成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて購入年度の3月31日までに村長に提出するものとする。ただし、利用者が園児、児童又は生徒の場合においては、申請者はその保護者とする。

- (1) 購入したシーズン券の写し又は利用後のリフト券若しくは領収書（利用額面の分かるもの）
- (2) 申請者及び利用者のマイナンバーカードの写し等本人確認ができるもの

(交付の決定)

第5条 村長は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 村長は、前項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(取り消し又は返還)

第6条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請書、その他の書類の内容に虚偽の事実の記載があったとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、またはこれらに付した条件に違反したとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表 1

区分	年齢要件	購入補助額
シーズン券	当該年度の 3 月 3 1 日において 1 8 歳以下の者	購入金額の全額
	上記以外の者	購入金額の 1 / 2
リフト券	当該年度の 3 月 3 1 日において 1 8 歳以下の者	購入金額の全額
	上記以外の者	購入金額の 1 / 2

別表 2

区分	年齢要件	年間補助限度額
シーズン券	当該年度の 3 月 3 1 日において 1 8 歳以下の者	限度なし (1 年度につき 1 回限りとする。)
	上記以外の者	10,000 円 (1 年度につき 1 回限りとする。)
リフト券	当該年度の 3 月 3 1 日において 1 8 歳以下の者	限度なし
	上記以外の者	10,000 円